

2011年度税制改正大綱における 成年扶養控除の縮小について(声明)

2010年12月16日

日本難病・疾病団体協議会(JPA)

代表 伊藤 たてお

本日閣議決定された税制改正大綱において、政府は年間所得400万円以上の世帯で23歳から64歳までの親族を扶養している場合の成年扶養控除を縮小することを決定しました。

政府は年間所得が400万円以上の世帯であっても「心身の障害等の事情を抱える」扶養親族の場合には引き続き控除を存続させるとしてはいますが、その範囲にはすべての障害者や難病患者は含まれず、新たな制度の谷間を生み出すことになり、現在政府が行っている障害者制度改革における障害者自立支援法の廃止と新法制定での「谷間のない制度」の方向とも矛盾するものと思います。

さらに、この控除が廃止されることによって、特定疾患の所得区分による自己負担額の変更や、特別児童扶養手当の所得制限限度額を超え支給停止となるなど他制度への影響も懸念されます。存続されることになった配偶者控除も将来どうなるか先行きが不安です。「控除から手当へ」との新政権の方針ですが、難病・慢性疾患患者への手当の創設などの具体策は一向に示されていません。

成年になっても収入を得ることができず、やむをえず親族の扶養に入らざるをえない難病患者や障害者を抱える世帯も多い患者・家族の団体として、昨年来、これらの問題点を訴えて再三、政府にはたらきかけを行ってきましたが、その願いもかなわず強行された今回の決定には、新政権に対する失望と難病・慢性疾患患者等の今後の生活不安を禁じ得ません。

私たちは、来年度予算編成に際して、難治性疾患治療研究事業予算の確保、高額療養費制度の負担軽減、小児慢性特定疾患の20歳以降のキャリアオーバー患者への支援策の実現などを要望しており、これらの課題の実現とあわせて、この成年扶養控除の縮小決定の見直しを、政府にあらためて要望するものです。

- * 12月13日の政府税制調査会資料「扶養控除の見直し(案)」による成年扶養控除存続の対象範囲
- ①障害者控除の対象者、②介護保険法の要介護および要支援認定者、③2011年中に次の給付を受けた者等…難病や精神疾患等の公費負担医療制度等、障害者自立支援法の介護給付等、高額療養費制度の対象になった者等、入院または通院等の合計が90日以上となる者